

岩手県告示第434号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成21年岩手県告示第555号）で公示した公共測量を終了した旨紫波町長から次のとおり通知があった。

平成22年4月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目、桜町及び平沢地内
- 2 実施した期間 平成21年6月8日から平成22年3月25日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（4級基準点測量）